

平成28年度第2回 芦屋市都市計画審議会 会議録

日 時	平成28年7月29日（金） 10：00～12：00
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	会 長 近藤勝直 委 員 羽尾良三，工藤和美，新谷勝彦，阿登靖紀，田原俊彦，松木義昭 山田みち子，平野貞雄，市川和幸，瀬崎昌和，山口浩史 芦 屋 市 山中市長，佐藤副市長，宮内技監，山城都市建設部参事，東都市建設部 主幹，島津建築指導課長，鹿嶋都市整備課長，梅木都市整備課係長，安 井都市整備課係員，高江都市整備課係員，都市計画課(事務局) 白井都 市計画課長，柴田都市計画課係長，加地都市計画課係員
事 務 局	都市計画課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	10人

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱状交付式
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会議の成立報告
- 7 会長選出
- 8 議 事
  - (1) 署名委員の指名
  - (2) 議 題
    - 1) 報告事項  
JR芦屋駅南地区まちづくり基本計画について
  - (3) その他
- 9 閉 会

2 提出資料

- 資料1 JR芦屋駅南地区まちづくり基本計画について

### 3 審議経過

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。本日の審議会の進行役を努めさせていただきます都市計画課の白井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。なお、本日は本審議会の委員の一斉改選後、初めての会議でございますので、議事に入りますまでは事務局の方で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。会議に先立ちましてお手元の資料のご確認をお願いいたします。事前に送付させていただいております資料、それから本日お席の方に会議次第、出席者名簿、以上を配布させていただいておりますが揃っておりますでしょうか。それでは、審議会の開催にあたりまして、山中市長からご挨拶をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山中市長 おはようございます。大変暑い中またお忙しい中都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。今もお話がありましたように本年6月1日に改選いたしまして以降第一回目の開催となります。改選になりまして14名の委員のうち7名の方には前回から引き続きお引き受けいただいておりますが、また新たに7名の方に委員をお願いをしているところでございます。このたび新たに委嘱させていただきます委員の皆様は、知識経験者として社団法人宅地建物取引業協会から新谷勝彦委員さん、それから芦屋青年会議所から阿登靖紀委員さん、市民委員として公募により瀬崎昌和委員さん、それから芦屋市まちづくり連絡協議会から山口浩史委員さん、また市議会から田原俊彦委員さん、松木義昭委員さん、山田みち子委員さん以上7名の方々でございます。継続して委員をお務めいただきます皆様方とともに任期の間、本市の都市計画に関する審議並びにご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本市は国際文化住宅都市として相応しいまちづくりを進めておりまして特にこの7月からは市独自の屋外広告物条例を施行いたしまして、さらなるまちの景観形成に努めているところでございます。委員の皆様のご指導やご協力をいただきながらまちづくりに関する取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、委嘱状の交付に移らせていただきます。なお、市議会の委員の皆様につきましては他の附属機関と併せまして、別途、委嘱状の交付を行っておりますので、本日は、市議会の方を除きまして交付をさせていただきます。

(市長より委嘱状交付)

○事務局 ありがとうございます。なお、本日ご欠席の委員につきましては事務局より後日、委嘱状を送付させていただきます。続きまして、会議次第4番目の委員紹介に入らせていただきます。先程、市長のご挨拶にもありましたように、今回より、7名の方が新たに委員となられております。また、同じく7名の委員の方にご継続をいただいております。恐れ入りますが、委員の皆様から自己紹介をお願いできますでしょうか。

(委員の自己紹介)

○事務局 ありがとうございます。委員紹介は以上でございます。続きまして本日出席しております市側の職員を紹介させていただきます。

(職員の紹介)

○事務局 なお、まことに申し訳ありませんが、市長はこのあと、他の公務により、やむを得ず退席させていただきますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、会議次第6番目になりまして、会議の成立報告ですが、本日、委員14名のうち、12名の方にご出席いただいておりますので、会議は成立しております。

続きまして、会議次第7番目、会長の選出に移らせていただきます。恐れ入りますが、お手元の関係法令・条例他とありますファイルになりますけれども、こちらをお開きいただきまして「芦屋市都市計画審議会条例」それから「芦屋市都市計画審議会運営規則」がございませぬのでご覧ください。まず芦屋市都市計画審議会条例になりますがこちらの第5条では「会長は知識経験者の中から選挙によって選出すること」になっております。また、都市計画審議会運営規則になりますがこちらの第6条第1項では、「会長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで定める」とあります。また、第2項では「審議会は委員中に意義がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。本来であれば、知識経験者以外の委員の中から、仮議長を選出しまして、会長の選出を進めていくところですが、運営規則第2項に基づきまして、事務局より提案をさせていただくということですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局といたしましては、前任者の近藤委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、近藤委員に、会長をお引き受けいただくということで、恐れ入りますが、ご挨拶に続いて、後の議事進行をお願いいたします。

○近藤会長 近藤でございます。ただいま会長ということで指名をいただきました。身の引き締まる思いでございます。どうぞよろしく申し上げます。それでは、さっそく議事の方に入ってまいりたいと思います。8番目でございます。まず会議の公開についての取り扱いでございますが、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条の第1号では、非公開が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき、第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開ということですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、公開ということを進めさせていただきます。本日、傍聴希望者はおられますか。

○事務局 本日、多数来られておまして傍聴希望者は10名でございます。

○近藤会長 入ってもらってください。

(傍聴者入室)

それでは会議を進めます。次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、羽尾委員と山田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。それでは早速議事に入ります。議題の報告事項、JR芦屋駅南地区まちづくり基本計画について、事務局からご説明いただきます。

○事務局(梅木) それでは、報告事項といたしまして「JR 芦屋駅南地区まちづくり基本計画について」説明をさせていただきます。都市整備課の梅木でございます。恐れ入りますが、着席して、説明をさせていただきます。事前に配布させていただいております資料を基に説明をさせていただきます。資料をご覧ください。1枚目と2枚目につきましては表紙でございますので、3枚目の「JR 芦屋駅南地区まちづくり基本計画(案)に係る市民意見募集の実施について」と書かれたページをご覧ください。これまで、JR 芦屋駅南地区のまちづくり事業につきましては、地元住民の方を中心にお話をさせていただきながら検討を進めてまいりました。これまでの検討を踏まえ、市として今後のまちづくりに係る方向性や方針、コンセプトを「まちづくり基本計画」という形で取りまとめましたので、この度、市民の皆さま全体を対象としたパブリックコメントをさせていただくこととさせていただきました。

本日はこのパブリックコメントについての説明させていただきます。意見募集の期間といたしましては、平成28年8月25日(木)から9月26日(月)までとさせていただきます。また、期間中の9月9日(金)と9月10日(土)の2日間につきましては市民センターにて、市民説明会も開催をさせていただきます。今回、意見募集させていただくのは、まちづくりに係る基本計画でありますので、都市計画案をお示しする訳ではございません。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。本資料の名称は「JR 芦屋駅南地区まちづくり基本計画(案)芦屋を発信する多世代交流のまちづくり」としております。1ページめくっていただきまして、目次をご覧ください。第1章では「はじめに」といたしまして、この基本計画の目的や事業の対象範囲、これまでの経緯を紹介しております。第2章では「地区の概況」としまして、地区の位置や上位計画における位置づけ等を記載してございます。第3章では「地区の現状」といたしまして、「人口・世帯数」「都市計画の条件」「周辺道路の状況」や「交通処理状況」等についてデータなどをお示ししながら説明しております。第4章では、これまでの章での内容を踏まえまして、「地区整備の基本計画」を示してございます。地区の現状から導き出される課題を整理し、地区を整備するための方針やコンセプトを取りまとめました。巻末には資料をつけております。資料の構成としましては、第1章から第3章で現状の分析・整理を行い、第4章で整備計画を取りまとめるという流れになっています。

それでは右側の第1ページをご覧ください。第1章「はじめに」でございます。(1)目的でございますが、このページでは、JR 芦屋駅南地区のこれまでの過去の経緯にも触れつつ、この基本計画の目的について説明しております。本資料の目的としましては、今後、本地区のまちづくりを事業化していくための基本計画ということで整理していく位置づけする

ことを目的としております。本資料では JR 芦屋駅南地区のことを「本地区」と表記しておりますので説明に当たりましても、同様に「本地区」と表現させていただきます。1 ページ目の下側には、まちづくりの事業の対象と検討している範囲を示しております。赤い破線で示した範囲でございます。それでは 2 ページをご覧ください。（3）では本地区にかかるこれまでの経緯を示しております。本地区に係る都市計画の決定やまちづくりに関係する事柄について、年表としてまとめております。こちらをご覧ください。まちづくりの経緯といたしましては、昭和 21 年の都市計画道路駅前線や交通広場の都市計画決定にはじまり、昭和 50 年ごろまでは駅の北とあわせて南北ひとまとめで検討がなされておりましたが、昭和 54 年には駅の北側の再開発が決定され事業が始まりました。その後、駅南側といたしましては平成 5 年から改めて検討が開始しています。平成 7 年 1 月 17 日には阪神・淡路大震災を被災しましたが、平成 10 年には地元住民組織である「JR 芦屋駅南地区まちづくり研究会」が設立され、事業化へ向けて計画検討が行われておりました。しかしながら、平成 13 年 12 月に本市の財政状況の悪化を原因に事業を延期してございます。その後、平成 23 年 4 月に本市が「第 4 次芦屋市総合計画」を策定いたしまして、その総合計画の中で、本地区の検討というところが位置付けられましたので、それを受けてまちづくりにかかる検討を再開したという運びになってございます。検討の再開以降、先の延べました「JR 芦屋駅南地区まちづくり研究会」を中心に勉強会を開催する等、地元住民の皆さまとの話し合いを行っております。

地元の協議会活動の活動状況につきましては、資料の後ろ側の資料編に掲載しております。31 ページをご覧ください。（資料 1）「地元住民組織の活動状況」を記載したページでございます。先ほど述べましたように、本地区では平成 10 年 6 月に地元住民組織として「JR 芦屋駅南地区まちづくり研究会」が発足しております。事業延期しております期間中も市長及び市議会議長へ事業の早期着手への要望を継続されておりました。事業検討の再開以降は平成 25 年度からは市と協働で勉強会を 8 回開催し、「JR 芦屋駅南地区まちづくり方針(案)」を取りまとめ、市町へ提出するという活動も行われました。その後、まちづくりに係るより具体的な計画検討を進めるために、平成 26 年 7 月には新たな組織として「JR 芦屋駅南地区まちづくり協議会」へと組織改編され、平成 28 年 7 月の現在で合計 33 回の計画検討会を実施し、まちづくりに係る検討を行っているという状況でございます。まちづくりの検討が再開された「平成 25 年度からの取組み状況」につきましては 31 ページと 32 ページに掲載しております。本日、説明させていただく本地区に係る基本計画案につきましても、これまで、行ってきました地元住民組織の皆さまとの協議を尊重しつつ、市として今後のまちづくりの考え方について整理させていただいたということでございます。

それでは資料本編に戻っていただきまして、3 ページをご覧ください。第 2 章「地区の概況」でございます。（1）「地区の位置」では、本地区の地理的な位置関係について説明しております。当たり前のことかもしれませんが、本市は阪神間の中央部にあり、交通の利便性と豊かな自然に恵まれ、住宅都市として発展してきたこと、また、本地区はその芦屋市の中でも、ほぼ中心に位置し、交通結節点として重要な地域であることについて説明させていただいております。続きまして、4 ページをご覧ください。4 ページ目からは既存の上位計

画について、本地区がどのような位置づけをされているかということを説明しております。まず1番目は、兵庫県が策定している計画としまして、「阪神間都市計画 都市再開発の方針」でございます。都市再開発の方針で、本地区は「JR 芦屋駅周辺地区(約 113 ヘクタール)」でして「計画的な再開発が必要な市街地」とされております。また、「JR 芦屋駅南地区(約 1.0 ヘクタール)」が「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」という位置付けがされております。なお、この再開発方針に定められている内容につきましては、先ほど経緯でご説明させていただきました、平成 13 年の事業延期時点に検討していた計画に基づいて、定められておりますため、この度、まちづくりに合わせて、新たに検討を再開しておりますので、本地区の事業化に合わせまして、見直しを行う必要があります。見直しをする内容につきましては巻末の資料に掲載しております。なお、説明の冒頭でスケジュールを説明させていただいた時に、パブリックコメント期間中に市民説明会を開催するというお話もさせていただきましたが、この説明会は県の再開発の方針の見直し手続の一環という意味合いもあり開催するものでございます。

それでは巻末の資料の 33 ページをご覧ください。こちらに(資料2)として「阪神間都市計画 都市再開発の方針」の見直しについてと掲載してございます。見直しにあたりましては、本市から兵庫県へ、現在、検討しているまちづくりの状況について説明をさせていただき、見直しをしていただくよう申し出を致します。兵庫県はその申し出を受けて、再開発方針の見直しを実施する。そういう手続きをさせていただきます。「都市再開発の方針」において、本地区について、掲載されている部分を抜粋して、33 ページの2つの表に掲載しておりますが、このうち、下側の表で「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」の欄の右下のほうになりますが、下線部の部分が見直しによって追加される項目ということになります。「概ね5年以内に実施予定の事業」の欄に「市街地再開発事業」ということが、そしてその右側の枠、「概ね5年以内に決定または変更予定の都市計画」の欄に「高度利用地区」「都市計画道路」という追記がなされる予定でございます。34 ページをご覧ください。こちらには、再開発方針の区域の見直しを掲載しております。上側の図が現在再開発方針に掲載されている図で、下側の図は見直しを予定している図でございます。こちらの区域図には、あくまでも再開発方針の図でございます。

それでは、本編に戻っていただきまして、5 ページをご覧ください。5 ページが本市の計画でございまして「第4次芦屋市総合計画 後期基本計画」の中で本地区について記載されている箇所を抜粋し紹介しております。総合計画の中では、施策目標 12 の「交通マナーと思いやりがまちに行きわたり、市内が安全に安心して移動できるようになっている」という目標。あと施策目標 13 「充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている」という目標。この2つの目標の中で、本地区の整備を進めるよう位置付けられています。続きまして、次のページをご覧ください。6 ページと7 ページでは「芦屋市都市計画マスタープラン」における、本地区の位置付けを記載しております。マスタープランでは地域別構想というものをお定めの中で、本地区は中央地域という地域に含まれておりまして、中央地域の「将来都市構造」「土地利用の方針」「都市施設整備の方針」「都市景観形成の方針」「市街地整備の方針」といった項目において、具体的な記載がございまして8 ページをご覧ください。

さい。こちらでは「芦屋市総合戦略」における位置づけを掲載しております。こちらの総合戦略の中では「基本目標1 安全・安心で良好な住宅都市としての魅力を高め、継承する」という目標の中で、今後進めていく主な事業ということで、JR 芦屋駅南地区を「芦屋を発信するまち」として駅前という特徴を生かした市街地整備を推進するとされております。

9 ページをご覧ください。第3章「地区の現状」でございます。ここからは、データ等をお示しながら、地区の現状について説明するという章になります。(1)「人口・世帯数」では阪神・淡路大震災前から現在に至る本市の人口推移を表しています。中ほどの表3-1では本市全域の人口及び世帯数の推移、下側の棒グラフでは市域を JR 線を軸に南北に分けた人口推移について掲載しております。本市の人口としましては、震災後に一旦減少しておりますが回復しており、その関係になりましては駅の南側の人口の方が増加割合が大きいということがわかります。続きまして10 ページと11 ページでは本地区周辺で定められている地域地区に係る都市計画について説明しております。左側10 ページでは用途地域が商業地域であること、右側11 ページでは業平町地区地区計画が既に定められているということを説明しております。その内容につきましても記載しておりますが、詳しい内容につきましては割愛させていただきます。12 ページをご覧ください。12 ページと13 ページでは、本地区周辺の道路の状況について説明させていただいております。左側12 ページでは都市計画道路の整備状況について示してございます。ページ下側の図3-4をご覧ください。灰色に着色されております箇所は整備済みの路線でございます。赤い着色の箇所が未整備の路線でございます。駅南側の交通広場と駅前線の都市計画道路が未整備という状況になっております。右側の13 ページでは現況の道路の状況を示しております。車道と歩道の道路幅員について図3-5で説明しております。駅の前では幅員1.5メートル未満の歩道が見られます。それでは次のページをご覧ください。14 ページからは、「交通処理状況及び交通関係施設」について説明しております。ページ中ほどの折れ線グラフでは芦屋市内の鉄道駅の乗降客数の推移を示しております。JR 芦屋駅では一番上の青い折れ線でございます市内の他の鉄道駅よりも非常に乗降客は多く、特に新快速が停車するようになって、この点線で示している部分でございますが、それ以降はより多くの乗降客に利用されるという状況になっております。その下の②と③では、路線バスやタクシーあと一般送迎車両の状況についても説明しております。隣の15 ページでは本地区周辺の駐輪場の状況について記載しております。駅の南側では1か所に集中することなく駐輪場が分散されて設置されてるという状況でございます。以上が第3章、「地区の現状」でございます。

16 ページからが第4章としまして「地区整備の基本計画」となります。(1)「地区の状況と課題」では第3章で説明しました現状に基づき、本地区の課題を3つのカテゴリーに分けて整理しております。①「交通環境に関する状況」としまして、状況を説明し、青い四角囲みの中で、1) 駅前で人身事故が発生するなど、危険な状況である、2) 駅の南北の一体的なつながりが弱い、3) 駅前広場が手狭である、4) 駅前で事故や駐車違反などが発生している、5) 駅前線が未整備である、6) 国道2号で人身事故が発生しており、交差点の整備が課題である、7) 駐輪場が分散して配置されているという7点を課題と抽出しております。その下②「駅前の土地利用に関する状況」としましては、オレンジ色の四角囲みの中

で、8) 駅前広場東線沿道で既に高度利用がなされている。すでに高い建物が建っているという状況、9) JR との連携が必要であるという状況、10) 駅前での土地は、十分な高度利用がなされていない、11) 駅前線沿道では既に高度利用がなされている、という4点を課題として示しております。右側のページに行きまして③「まちなみに関する状況」としましては、12) 駅前線のセットバック空間の活用が課題である、13) 駅前線沿道の景観整備が課題である、14) 駅前線沿道で賑わい機能が不足しているという3点を示してございます。この合計しまして14点の課題を、17 ページ下側の図4-1では14点の課題を地区の位置図に落として記したというものでございます。

つづきまして18 ページをご覧ください。まちの課題として抽出したものを3つに分類いたしております。交通環境に関する課題、駅前の土地利用に関する課題、まちなみに関する課題の3点で、これらを課題として整理し、1つ目の青い四角囲みの中では、バリアフリーや交通結節点などの「交通環境の再整備・強化」が必要であるということをお上げております。2つ目のオレンジ色の囲みの方では、芦屋の南玄関口としての顔づくり、こういったものも踏まえた上で「落ち着きやゆとりのある駅前拠点の形成」が必要であると上げております。紫色の囲みの中で快適で品格のある都市環境や景観形成を行ったうえで「地域としてアイデンティティの創出」が必要であるという整理を行いました。大きく分けるとこういった3点が地区の課題であり、この課題を解決するためのまちづくりを行なうことが、「地区を整備するうえで基本的な方向性」になると考えております。隣の19 ページには内容として重複になりますが、3点の課題から導き出される地区整備の方向性というものを示しております。

20 ページの図4-2でございしますが、こちらは地区整備の方向性を少し広域の範囲でイメージとして示したものでございます。

続きまして隣の21 ページをご覧ください。A3サイズの資料となっております。このページでは、先に述べましたまちの課題や方向性を解決するためにどのように具体化していくか、項目ごとに地区整備の方針として記しております。左側が課題という点で、右側が課題を解決するための方針となります。方向性の1つ目として「交通環境の再整備・強化」という青い部分でございしますが、こちらを解決するための具体的な方法として右側の整備方針では①駅前広場の整備により交通結節機能と歩行者等の安全性を向上させます、②JR 芦屋駅と南側街区を結ぶ歩行者動線を確保し、地区の利便性を高めます、③駅周辺の交通を円滑に処理します、④駅前線の拡幅整備により歩行者等の安全性を確保します、⑤駐輪場の集約化を図ります、という以上の5点を考えております。また、2つ目の方向性、課題の「落ち着きやゆとりのある駅前拠点の形成」に対しましては、右の方の方針に行きまして⑥駅前拠点としてふさわしい機能の立地誘導を目指します、⑦駅前拠点としての立地機能に伴い生じる交通についても安全・円滑に処理します、という2点を方針としてあげております。3つ目の紫の囲み「地域アイデンティティの創出」につきましては右に行きまして、⑧駅前線沿道でのまちなみや景観を形成し、お洒落な店舗等を誘導することにより、駅周辺の回遊性を高めます、⑨まちなみと緑の景観の連続性を確保します、⑩山・緑の眺望や景観を活かした環境を整備し、芦屋の駅前拠点としてふさわしい機能の立地誘導を目指します、として

おります。これら 10 点の項目を地区整備における方針としました。22 ページ。こちらの図 4-3 では、前ページで示しました方針をこちらにも地区の位置図に落として表現しております。こちらの図面もセットで地区整備の方針とさせていただきます。

続きまして 23 ページをご覧ください。ここまでのページでは、まちの状況から導き出される課題がありまして課題を解決するためにはどのような整備が必要か、という視点で本地区の整備方針を検討してきました。ハード整備的な視点で地区整備の方針を検討しておりますが、ここからは、その方針に基づいてまちを整備していくまちを形作っていくにあたり、このまちにどのような機能を持たしていくか、導入していくか、ソフト的な視点から「まちづくりコンセプト」を示しています。本地区でまちづくりの事業を実施するにあたり、導入される機能として 5 点の機能を目指しております。まず、四角で囲んだ 1 点目「まちの玄関・交流・案内から発信機能」であります。本市は阪神間の中央に位置し、阪神間モダニズムなどの「文化」そして、六甲山に代表されるような「自然」がある。そういうところが特徴的でございます。まちの特徴を玄関口として外部に発信していく機能の導入を目指します。2 点目。二つ目の四角でございますが「長く住み続けられる住宅機能」を持つということがあります。本地区は、駅前で商業地域、都市計画上の商業地域でございますが、住宅が多く存在しているといった特徴もございます。そういった現状も鑑み、「住宅地」を基本とするまちづくりを進めていきます。整備する「住宅」については、駅前立地や六甲山・海への眺望を活かすとともに、周辺にすでにできている建物ともうまく調和するたたずまいとします。ページをめくっていただきまして、続きを読みますと、長く住み続けられるための「機能」をもち、ライフサイクルコストや高級感にも十分配慮したデザインとします。その下 3 点目といたしまして「生活利便の商業・店舗機能」というものがございます。本地区での商業は、現状が「住宅地」を基本とした地域であることを踏まえ、主として「生活利便」のための商業機能の導入が望ましいと考えられます。既存の店舗を重要視しつつ、少しずつ充実させていくこと、また、新規店舗については、駅北のような大規模な商業施設ということではなく、小規模で周辺との連続性を持った店舗の導入を目指します。また、駅前の玄関口として人が集まるような工夫や、地域のアイデンティティを創出するという演出、まちの統一感を創出することが必要と考えられます。つづきまして右の 25 ページ。4 点目、公益的な機能として、「交流（出会い）の拠点（基地）の機能」を持つということをお上げております。本地区は、立地の特性より、阪神間から世代を超え様々な人が集まるという「交流」の場であると考えられます。そのため、地域の人たちが自然に集まるような施設づくりを目指します。「多世代交流」「健康・文化」「情報発信」などの機能の導入を検討します。最後に、5 番目でございますが「安全安心・利便性を追求した交通結節機能」がございます。住宅・商業などの建物機能と交通機能とをうまく調和をとりながら、安全安心を追求した交通結節点を検討します。26 ページをご覧ください。こちらのページでは先ほど説明しました 5 点の導入機能についての説明とイメージを 1 枚の資料としてまとめたものでございます。周りの 5 つの四角囲みがございますが先ほど説明させていただきました、本地区のまちづくりにおきまして導入を目指す 5 つの機能についてでございます。中央のイラストはそれらの機能をイメージしたものでありまして、「まちの発信機能」ということであつたり「交流の拠点機

能」ということを核に起きつつ、基本というのは「住宅機能」があり、その生活利便性の高い住宅機能を支えるための「商業機能」が小規模であっても存在するそういったイメージでございます。ここで、本計画書のサブタイトルにもなっております、「『芦屋』を発信する多世代交流のまちづくり」という事を記載させていただいております。

続きまして 27 ページをご覧ください。⑤「具体的なまちづくりの手法」というものを記載させていただいております。第4章でここまで、本地区の「整備方針」と「まちづくりのコンセプト」を検討し、示してきました。これらを実現し、更に地区内の地権者の方々の生活再建も可能にする具体的な手法につきまして、市として考え方を示してございます。建物や建物敷地こういったものと公共施設、道路や駅前広場とを一体的に整備ができる「市街地再開発事業」の実施が最適であると考えております。また、本地区では公共施設、道路や駅前広場といった公共での整備が重要な課題となっておりますので、施行者としましては市が施行者として事業を行う「第二種市街地再開発事業」によって事業を推進していくことが適しているのではないかと考えております。再開発事業の考えられる区域としましては、ページ下側に記した図4-5で赤色の破線で囲われた区域となっております。冒頭で本計画書の検討区域の構図となっております。

続いて、28 ページをご覧ください。ここでは、前ページで考え方を示しました第二種の市街地再開発事業でまちづくりを行うとして、事業の流れについてフロー図で示してございます。まずは、市で取りまとめた本基本計画(案)をパブリックコメントを実施し、市域全体の方からの意見を伺います。その後は市街地再開発事業の都市計画を行うという流れになりましてその後に「事業計画の作成」「権利者の同意」「保留床取得予定者の決定」などがございまして「事業認可」というのもステップがあります。更に駅前広場や「建物の実施設計」「土地・建物等に係る詳細な調査」「管理处分計画の作成」を経て、「管理处分計画の認可」を受け、その後に、地権者の方への「補償、仮住居、仮店舗」というものを整備し、「工事着工」という流れになります。

最後に、29 ページでございますが、(7)「今後に向けて」として、これからこの基本計画を事業化に向けて進めていくにあたり、解決すべき課題として、3点の項目を示しながら今後、事業推進にあたってはこれらの点に留意しながら進めていくということを書かせていただいております。①一点目としまして「地元住民の納得できる事業計画の検討」という点をあげております。本計画において示した本地区整備の方針やまちづくりコンセプトを実現していくうえで、地区内の方々の生活や営業を継続し、さらには発展させていくことは必要不可欠でございます。これまで、地元住民組織「JR 芦屋駅南地区まちづくり協議会」を中心に地区内外の住民や関係者の方と意見交換を重ねてきました。今後も、引き続き、地元住民の意向を尊重しながら、「納得できる事業計画」の検討を進めていきます。②二点目として「JR 西日本等関係機関との調整」という点をここに書いております。まちづくりの事業化に向けて、交通事業者をはじめとする多くの関係機関との協議、調整が必要となってきます。特に、芦屋駅を管理する JR 西日本とは十分な協議調整を行い、相互協力の下、事業推進を図っていく必要があります。三点目として「長期的な視点に立ったまちづくり計画の検討」ということが上げております。事業の終了というのは終わりではなく、まちづくりと

いう点に関しましては始まりと言えます。今後も魅力的なまちであり続けるために、管理運営面への考慮や、周辺地区との協力連携を意識したまちづくり計画を検討します。これらの点に留意しながら、事業推進を図っていきます。「JR 芦屋駅南地区まちづくり基本計画（案）」の説明は以上でございます。巻末の添付資料としましては、資料の1と2につきましては説明の中で紹介させていただきましたが資料3につきましてはこの度、パブリックコメントということで、広く市民の皆さまに資料を見ていただくこととなりますので、専門的な用語等につきましては解説を添付させていただいております。この場でその解説の説明というのは割愛させていただきます。説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。

○近藤会長 はいありがとうございました。大変丁寧に説明していただきましてありがとうございます。内容は大変多岐にわたりますが本件に関しましてどうぞご意見、ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。

○鹿嶋都市整備課長 すいません。1点補足をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。冒頭説明の中で協議会の活動状況ということでこれまでまちづくり協議会の検討会を33回開催してまいりましたというご説明させていただいたんですけども、これまで32回開催させていただいております33回目が明日の開催予定となっておりますので7月末を持って33回ということになりますので補足とさせていただきます。

○近藤会長 はいわかりました。どこからでも結構でございます。ご質問、ご意見等お願いしたいと思います。

○山田委員 基本計画案がまとまってということなのでこれは協議会の皆様もこの計画案でまとめるということには納得されているということでよろしいですか。

○鹿嶋都市整備課長 協議会の皆様には都市計画審議会の前にパブリックコメントを実施しますということをお話をさせていただいております。資料については、この資料のもうひとつ前の案段階でお示しをしまして何点かご指摘もいただいておりますのでそのご指摘を踏まえて今回皆様にお示しをしております計画案ということでまとめてございます。

○山田委員 その一方でですねまちづくり協議会が役員を決められないまま終わっていたりとか未だに駅前広場、ロータリーは本当にいるのかというようなご意見も出てきていました。32回目は議事録が出ていませんでまとめたものしか読んでないんですが総会の時のやり取りを見せていただくと、それに対して市長も答えておられる、市長の言葉の中でもロータリーありきではありません。他に何かいい提案があったらどうぞおっしゃってくださいみたいな発言があつてそこで終わっています。ここのところに私はすごく違和感を感じるんですね。芦屋市は最初からロータリーでやっていきたいと提案をしまして、それに対して根強くロータリー無しの絵は描けないのかという意見が出てきていました。結局ロータリーなしの絵は描かないままで進んできていて、そして最後の32回の時もそれに対してはなんらかのロータリーなしでやることは無理だよということを皆さんになにかお示しをしたいというところで終わっています。そういう形でこの基本計画案が出てきているというところに不安を感じるんです。それが一点です。あと住民意向調査はされましたね。住民意向調査は何回されたことになりますか。それをちょっとお聞きしたいです。

○鹿嶋都市整備課長 今ご指摘のありました総会での役員を選出というところではたしかに今

現在、保留という形になっております。ご意見としましてはこれまでずっと長年、約3年にわたって協議会等やっていた中で役員が全然変わらない状況でやっているというところについてのご指摘をいただいております。そして、やっぱり地区内で住宅、住民としてお住まいの方のご意見がちょっと少ないんでないかというご意見がございました。その場では保留ということになっておるんですけども、今現在、われわれその地区内にお住みの方に役員をお願いをして回っておるという状況でして、今現在ではまだこういった形で役員をお願いしたいということでお示しはできていないという状況でございます。駅前広場ですね、ロータリーでわれわれ考えているというところなんですけれども、通過型がなぜだめなのかということにつきましてはこれまで全く検討されてきていないということではなく、過去の検討会の中でも通過型の検討というのは何度かさせていただいております。ただ、最近の協議会の計画検討会の中でも、なぜそれが市としてできないのかというのがやっぱりわからない、なぜできないのかというところのご意見をいただきました。32回目ですね、前回の計画検討会の中でバス、タクシーと駅ですね、電車との円滑な人の乗り降りをされるそういった場所のすぐ横を40キロなどの車が通るといって、いわゆる通過型というような形での整備というのはやはり事故の危険性が高いということ、そういったものを図示をしながらご説明をさせていただきました。市としまして、今から新しい駅前の整備を行うという上でそういう危険性の高いものについてはやはり整備ができないということで、交通安全性を考えたときに優位性の高い状態で整備をしたいということで改めてご説明させていただいております。あと意向調査なんですけれども、これまで3回させていただいておりますのと、またそれとは別に個別に皆様のところへお伺いをしてご意見を伺うというようなことをしております。意向調査というかたちでさせていただいているのは3回、その他2回ほど意向調査とは別に地元の皆様のところへお伺いさせていただいてご意見を伺うというようなご説明をさせていただく、そういう場を設けさせていただいております。

○近藤会長 ちょっとお待ちくださいね。本件についてはたぶん情報量の少ない新しい委員さんと情報量の多い方々とが非常にギャップがあると思うので、大変細かいところから今スタートしましたので、ちょっと情報量の少ない委員さんはたぶんまだついていけない部分があるかと思うのです。ちょっと確認を先にさせてください。申し訳ありません。28ページで都市計画決定のフローがございましてね。青い、フローチャートが書いてあるところです。上から3つ目でいずれ都市計画決定をするということで、ではここで何を我々が決定をするのかということをもう一回確認しておきたいのですが、第二種の市街地再開発事業という形で進めたいということで、その事業区域を決定するのかあるいはもう少し踏み込んで道路、駅広、それから再開発ビルの空間配置まで踏み込んで、さっきのロータリーの話もそうなんですけど、そこまで踏み込んでここで決定をするのか、その辺についてちょっと先に知識を得たうえで、そうしないといろんな細かい情報まで我々聞く必要がないかもしれませんのでということをお願いしたいと思います。

○鹿嶋都市整備課長 都市計画で今回再開発事業として定める事項になるんですけども、まずは1点、区域というものがまずございます。あと区域を決めて、建物の概ねの敷地の面積でありますとか建物の概ねの床面積、建築面積、あと建物の主要用途ですね、住宅なのか、商

業施設が入るのかそういったところを定めるということで、ロータリーのかたちというか、ここがロータリーがあるかとか通過型であるとかそういった具体的な形を都市計画で定めるということではございません。ただ当然区域を定めるということですので、考えているプランが収まる区域ということで当然考えますので、都市計画できちっと定めるわけではありませぬけれどもそういった駅前広場の計画というものを合わせて行っているという状況でございます。

○近藤会長 ロータリーというのは道路の区域に入るわけですね。だから道路という形で区域と床面積の区域と概ねその辺まで決めるとそういう理解で。

○鹿嶋都市整備課長 はいそうでございます。

○近藤会長 自然とロータリーが入るかどうかという話に関係してくるので。はい、わかりました。どうぞ山田委員続けてください。

○山田委員 今皆さんがお知りになっている範囲での質問でないとわかりにくいかとは思いますが一つの状況をお知りいただくということで、質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

○近藤会長 はい、結構です。今日は報告事項ということですから。

○山田委員 今、Ⅰ案とⅡ案のロータリーの案が出ていますけれども、その中に枠で仕切っている所にJRの保線区が抜けているのですが、この基本計画の案はJRの保線区までも点線で入っています。ところが検討で出されている、Ⅰ案、Ⅱ案といってもみなさんのところには資料がないと思いますので、お分かりになられるかわかりませんが保線区のところはそこが抜けた状態で案が示されています。そこにまた一つの不安を感じているのですが、それはこれからJRとの交渉の中でそれも考えていくというふうに変更はあるということでしょうか。

○鹿嶋都市整備課長 今、委員がおっしゃいましたⅠ案、Ⅱ案ということで事務局が告示しているプランがございました。ご指摘の計画検討会の中でのわれわれが示している事業区域とその絵の範囲が少し違うなというところでご指摘をいただいております。今、我々考えておりますのは今おっしゃられた保線区といわれる部分を含める形でJRと協議を進めてございます。ただ、まだ明確には用地取得の範囲であるとかそういったところの協議が整っているという状況ではございませんけれども、そこを含めた形で協議を進めているという状況でございます。

○山田委員 では、意向調査のことなんですけれども前回の都市計画審議会が開かれた時に話題になっていた意向調査のあとは意向調査はされていないけれども個別で2回ほど回られていると。で状況把握はしているということだったので、その数字をお示しいただきませんか。

○鹿嶋都市整備課長 前回都市計画審議会でも意向調査の結果ということで、数字で、パーセンテージでお示しをしておりましたが、それ以降の意向調査というかたちではそういったアンケート形式でのご回答というのをいただいておりますのできちっとした数字での把握というのはちょっとできておらないという状況でございます。ただ、我々当然対面できちんと今までお話をさせていただいておりますので、概ねの感覚ということになりますけれどもきち

っとした数字というものは特に持ち合わせてございません。

○山田委員 数字は結構です。概ねその感覚があるので、今回の流れになってきていると思いますのでそのところを、これが出てきた中にそれが入っていると思うのでお聞きしているのですが。

○鹿嶋都市整備課長 あくまでもこちらの受け取り方ということにはなってしまうかもしれませんが、みなさん事業の必要性という前にお話しさせていただいているように、ある程度この地区に課題があると認識はもたれているのかなというふうに受け取っております。ただ個々にお話をさせていただく中ではやはり、各々おかれている状況でございますとかご年齢であるとか家族構成こういったこともあってなかなか事業にむけて、「さあやみましょう」という気持ちにはならないというお声も確かにいただいております。ご高齢であるから故、事業がされると引っ越しを伴ったりとか、それに伴う荷造りがあつたりとかそういったところに、大変懸念を示されている方もいらっしゃいますし、今後の生活がどうなるんだという不安を持たれているからという方もいらっしゃいます。ただ、数字ということではお示しはできませんけれども、概ね前回の調査の報告をさせていただいたところの数字と近い状況であるのかなということでは感じております。

○山田委員 近い数字であるというのは進めていくのに20パーセントくらいの賛成者がおられて、それよりは上がっているということですか。

○山城都市建設部参事 前回、都市計画審議会を昨年の11月に開催をさせていただきまして、その中で私の方から質問に答える形で答弁させていただいた中で、事業に反対されている方が20パーセント以上いますということについては私からも説明しましたし、その時に資料も出させていただきました。その後、先ほど課長から説明がありましたように個別訪問をさせていただいて、個々にいろいろとお話をさせていただいています。今日、この場で都市計画審議会を開催させていただいて、こういった基本計画について市民意見募集をするということに至ったというのは、これはまさにみなさんにいろいろ説明をさせていただいて皆さんいろいろとご理解、それからご協力いただいている部分が多々あるかと思えます。ただそれぞれ皆さんのお気持ちとお考えというものがあります。今、住宅に住まわれておられる。平静に住まれているお方がおられる。また商業についても駅の南側で長年にわたってご商売されているという方のお気持ちをわれわれは大事にして、皆さんと接してきているわけでございまして、その中でこういった基本計画をまとめさせていただいたり、それから市民意見募集をさせていただくというステップと申しますか、段階に来させていただいたということによっていろいろと皆さんと今後も継続して話をさせていただきたいというような状況で、御理解をいただけないかなと思えます。

○山田委員 はい。ありがとうございます。今反対が20パーセントと。

○山城都市建設部参事 これは、前回の資料で明示をさせていただいて。

○山田委員 賛成が80パーセントくらいですね。

○山城都市建設部参事 そうですね。この前の資料では。

○山田委員 共同化におおむね賛成が25パーセントで

○山城都市建設部参事 細かい数字について、ちょっと私は。

- 山田委員** その確認において20パーセントで反対は出てなかったと思うんですね。でも感覚として芦屋市の感覚として個別調査、個別に回って行った状況で進んでいると判断しているとふうに受け止めていいんですか。意向調査はアンケート形式ではやっていないけれども個別に訪問されて意見をお伺いする中で、その賛成をされている方々のパーセンテージが上がってきていると、共同化に賛成して参画をしていくよという方達のパーセンテージが上がってきているという認識をお持ちなのかということを知っています。
- 山城都市建設部参事** これから、まだなお皆様とお話ししていく部分がございます、共同化というのはいわゆる市街地再開発事業で再開発ビルをこしらえるわけですけど、やはりそのいろいろ皆様の生活というかこれからの中でいろんな変化があると思います。お気持ちにも変化があると思いますので、たとえば再開発ビルに入られる方、それから移転をされるいわゆる転出をされるという方もおいでになるかと思っておりますのでそういったそれぞれ皆様のお考えに沿ったことをこの事業の中でぜひ実現をしていきたいなというように思っております。
- 松木委員** 今回この区域を変更しているんですけども、JRの敷地のところ、これも買収するんですかね。それからもう1つは、今回交通広場の南側、戸建て住宅、一部集合住宅もあるんですけども、そこら辺まで今回広げているというふうになっているのですが、駅前線の拡張についてこれは私も十分わかるんですが、JRのところ鉄道敷きの方、どういう話がJRと進んでいるのか知りませんが、べたっとそこら辺まで買収しないとイケないのですか。ちょっとその2点だけ先に確認させてください。
- 鹿嶋都市整備課長** JRの敷地についてはこの事業に必要な部分は買収させていただくという形になります。そういったところで今、我々の計画案をお示しをして協議を進めているという状況でございます。駅前広場として都市計画決定しているところが南側に区域を広げているというところですけども、地元のご意向なんかもお聞きする中でやはりこの場所でご商売されている方この場所でご商売を続けたい、またお住まいになられている方もこの場所でお住まい続けたいというご意向を持たれてる方が非常の多いというところもございます。当然、公共空間を整備するというだけでは収まらない、そういった方の生活を再建する場所が必要だということで検討した結果、今、このようなお示しをしている区域の設定をしているということでございます。
- 松木委員** JRの敷地を買収するということになってきますと私は当然ここにエキナカというか、最近、鉄道敷きに隣接してJRはそういった再開発というか、そういうふうなことを進めていますので、JRそのものがここにそういった建物を建ててね店舗なんかするのかなと言うふうに僕は思ったんですね。ところがこれ全然違うんですね。これはあくまで芦屋市が事業主体であって、JRのここの部分については買収して芦屋市が開発していくと。もちろん駅前広場をこれから整備していくというふうな形になるかと思いますが、これについては、JRのいわゆる施設のところがあるんですね。階段のところなんかが含まれているのですが、そこまで買収せなあかんのかなというふうに。だからそれはちょっと僕は疑問に思います。それからずっと東の方に行きますとコンビニがあって、それからその横にエレベーターがあって、それから今度大丸の駐車場に行く進入路があって、それまで何で買収せなあかんのか。あくまでこれはJRの分ですからね。それがどうなのかなということが1点。それから山田委

員の方からもちょっと質問があったんですが、ずっと西の方には保線区の建物がずらっと並んでるんですがね。あの周辺、道路を広げないとねいろんなマイクロバスとか深江の辺りから利用される工場の車があそこらへんに停まっていたりするんですが、何で当初の計画でこっちの方まで広げるという計画でないのかなというのが、ちょっとそこらへん説明していただきたい。

○鹿嶋都市整備課長 JRのまず敷地、土地の件ですけれども、ここにつきましては地元の声というのがありますように商売されてる方については駅の本当にすぐ直近で、逆にJRのそういう商業ビルがなくなってしまうと商売に対して大きく影響があるということを懸念されている方もいらっしゃる。区域の設定につきましては、そこを取り込むという狙いも一つあるんですけれどもやはり我々は公共施設、交通広場ですね。交通結節点として交通広場をここで整備するときに必要な区域というものを検討して、JRの部分を含めた形で区域が必要だということでJRと協議をしているという状況でございます。あと西の保線区の部分ですね。たしかに今送迎バスなんか停まっておりますして歩道が若干狭いという状況がございます。そこについては我々行政側も少し課題があるなという認識はしております。ただ、区域として再開発の区域としてそこまで取り組むのかどうなのかというところで言いますと、今その辺の西のところにもうすでに高層化された建物が建ってしまったというような状況もございまして、現実的なところでの区域設定ということを考えて、駅前線のところまでを区域ということで、とどめておるという状況でございます。

○松木委員 JRについては、私、ちょっと調べたんですが、どうもはっきり言ってJRはJRなりの考えを持っているんですよね。だから私は、芦屋市がもくろんでいるような形でいくのかなというふうに僕はちょっと不安に思ってます。そういったところで、やっぱりJRの協力がなくてこの話というのは前に進みませんので、そこら辺のところは十二分に協議を進めてやっていただきたいなというふうに思います。以前、JRは線路をまたいで店舗を作るとか計画があったんですよね。そういうふうな計画でJRはJRなりの計画を今までずっと示してきたりしましたんでね、これですんなりと向こうが応じるのかどうかっていうのが僕はちょっと不安に思ってます。それからこれはもう指摘にとどめておきます。それから南側の住宅の部分もこれ戸建住宅、共同住宅も一応あるんですが、そこを買収するというのは、ここにその再開発ビルを建てるということでこういうふうな形にしたんですかね。これはどうなんですか。

○鹿嶋都市整備課長 資料でお示ししています22ページの図があるんですけれども、今我々が考えております駅前の整備の大きな形がここで示されております。ぼんやりとした青色で書かれている部分が駅前の広場ということで、オレンジ色で示させていただいている部分、ここに施設建築物、駅前のビル、住宅を建てるというエリアということで設定をさせていただきます。

○松木委員 駅と離れている再開発ビルができるということになってくるとちょっと人の流れというのが、どうかなと私は思いますね。それは指摘にとどめておきます。それからロータリーについては、これはやっぱり今、高齢化によってお年寄りの人なんかどうしても車寄せっていうんですかね、やっぱり駅ぎりぎりまで車で行ってそこでエレベーターに乗っていか

れるという方が非常に増えてきているものですから、そういった面で言うたら僕はロータリーは必要であると。地元はロータリーなんか必要ではないというふうにおっしゃっておられるかもわかりませんが、駅を利用するものとしてはやっぱりそういった観点から駅前広場というのはどうしても整備していただきたいなというふうに私は思います。しかし、地元の人とも十二分に話し合いを進めていただきたいなというふうに思います。最後に総事業費というか、これは私どもが以前に長期財政収支見込みでもらったんですがね。だいたいその範囲内でやるというふうになっておるのかどうか。再開発というのはこれはいろんなやり方があるんですけども最終的に芦屋市が事業主ということであれば、課題になるのは保留床を抱えて、そこへいっぱいテナントさんをいれて事業の採算をとるというふうなことはないというふうに思うんですが、これはどうしても組合方式なんかではどうしてもそういうふうなことでオーバーフローになったりするんですけども、そういうふうなことはないというふうに思うんですけども、事業計画はだいたいわかったんですが、総事業費についてはだいたいどういうふうにご考えておるのか。おおまかのところでいいですからちょっと教えてください。

○山城都市建設部参事 市のなかで、長期財政収支見込みという計画書を策定した際に、このJR南の事業費を約100億円程度というような数字をお示して、皆さんにご説明をしたという経緯がございます。ただ、この段階での事業費の再算定はしておりません。今後皆さんとよく協議をして広場の形、ビルの形を決めて再算定するということになります。

○近藤会長 JR西日本はまちづくり協議会には入っていないわけですね。

○山城都市建設部参事 JR西日本にはこのまちづくり協議会にぜひ参画するように何度か申し入れた経緯がございますが参加はされておられません。

○近藤会長 参加された方が、いろいろ事業の目的等理解していただいて、買収に応じていただくというプロセスがとりやすかったんですけどね。

○山口委員 区域のことについてお聞きしたいんですけども。27ページの図で2号線から駅前線が15メートルの都市計画道路が入ってきて、交通広場にちょっと手前の右側のところが事業の区域から外れているわけです。ここはいわゆる堅い高いマンションが建っているところですね。

○鹿嶋都市整備課長 9階建てのマンションです。

○山口委員 ですからそこは物理的な形として外したということであろうと思うんですが、外れているとしましてもですけども、そこから国道2号に至るまではこれは都市計画道路を用地買収しながら作ることになると思うんですが、先ほどの、例えば22ページのこのようなまちづくりを目指したいというような図面なんかを拝見すると、⑧ですね、左、おしゃれな店舗などを誘導したいんだということを書いてらっしゃるんですけども、そうすると駅前線の東側の新たな道路に面する部分のお住まいの今の方々へのなにか期待をしているというふうな読み取りでよろしいですか。自発的な建物更新をしていただくときをお願いしていきたいというふうな提案をお考えなわけですか。つまりその二種事業でやるんだったら、ここを区域に入れて頑張っていくというふうなお考えもなかったのかなということもちょっと頭をよぎったので、お聞きしたいんですが。

- 鹿嶋都市整備課長 駅前線につきましては国道2号から南側はもう整備がされておまして、幅員があって並木があって歩道があると。そこに面する形で個々のご商売をされている、人気のあるお店があるという状況がございます。そういったところと、今回JRと国道2号の間の駅前線について、同じように並木があってというような形で整備をすることで、大きくは阪神芦屋駅までの回遊性というものをつくっていきたいという大きな考えを持っておるんですけれども、そういった整備をする中でそういったお店が立地しやすいような状況をきっかけとして作っていったらなということで考えております。ですので、端的に申し上げるとそのお店の範囲に入れてということではなくて、そういったきっかけづくりをすることによってそういったお店が立地しやすいような状況を作っていくというような考え方でございます。
- 山口委員 再度のご質問ですけど、従いまして民地一皮分を区域に入れてないという理由、どういうことかということをもう一度説明いただけるとありがたいんですが。駅前線の東側ですね。つまり今、用地買収してしまうと土地が半分に割れたりするおうちがでてくるわけですよ。
- 鹿嶋都市整備課長 すでにこの駅前線は、都市計画決定が昭和21年になされておりますので、建物が基本的にセットバックする必要は今現状はございませんでして、今駐車場で利用されていたりとかいうところを買収させていただくという形になります。
- 平野委員 28ページのこのフロー図の関連で、今日の報告の位置づけなど整理をして確認していきたいんですけれども、先ほど、山田委員から出てましたⅠ案、Ⅱ案というのが今日も出てないんですけれども、今年の早い段階までA案、B案というのがあって、これは昨年の都市計画審議会にはA案、B案というのがニュースで掲載されていたものをお示しいただいたという形だったのかなと思いますけれども、あまりイメージが先行するといけないという配慮を今回されているのか、Ⅰ案、Ⅱ案、A案、B案というのは前回このJR南での都市計画審議会のイメージとして皆さん持たれたと思うんです。その時にかなりB案で行きたいんだという強調されたんじゃないかなと思うんですけれども、それがいつの間にか消えてしまっているけど全然報告無しです。それで今、Ⅰ案、Ⅱ案というのがどうもでてきているらしんですけどそれが全くどういうものなのかというのは我々はわからない。前段申し上げたようにイメージ先行したらいけないから出しておられないのかもしれないんですけど、しかし今日ここに出していただいている基本計画案の前提というのかな、地元からの協議はⅠ案、Ⅱ案になるわけでしょう。そうするとイメージ先行してしまっただけでも、そういうものトータルで私たちが理解をして、そしてパブコメにかけていくっていう必要があるんじゃないかなという気が今日ちょっとしたんですけれども、そのA案、B案からⅠ案、Ⅱ案に代わっているというのはこの28ページのフローで行くとどのあたりにそれが入っているんですか。どのあたりでそれが決まってくるものなのか。
- 鹿嶋都市整備課長 28ページのフローではそういった変更の流れが書いていないという状況でして、A案、B案から今、Ⅰ案、Ⅱ案のように移っている経緯といたしましては、前回B案を主眼に置いて検討していきたいということで申しあげていたと思うんですけれども、B案というのはこの区域の南側の街区の道路、そこを拡幅をして歩道を整備して車を通すと、そこで東西の車の流れを確保しようという計画となっております。それにつきましては、

幅員等の関係から一方通行化が必要になってきますということで、一方通行化となりますとこの地区の、この地域の交通の流れが大きく変わることになりますので、広く皆さんのご意見を伺う必要があるということで昨年の10月の末から12月にかけて業平町の広く1街区からだいたい5街区くらいまでの方々にこのプランをお示しして、一方通行化についてご説明をさせていただいております。その中でやはり、不便になるというところでの反対のご意見というのが多数ございました。そういった反対のお声が多い中でB案を進めていくというのは難しいということで市として判断をしております。残るA案ですね、A案につきましては、検討を進めるべきということでしておるんですけど、A案を発展させた形でI案、II案という二案を作成致しまして、地元にお示しをして協議を進めてきたという経緯となっております。今、考えておりますのがI案、II案並列でお出しをしていた中でどちらの方が整理をしていくうえで優位性が高いかなということで現在、市としてはII案をベースに進めていきたいということで地元にお示しをさせていただいているということでございます。

○山城都市建設部参事 若干補足をさせてください。今平野委員がおっしゃっているいわゆる駅前広場の配置とか形状。こういった形については都市計画決定するまでには、こういった都市計画審議会ではいろんな図面をお示しをして、ご説明をするということになるかと思いません。

○平野委員 前回、このJR南地区の案件がかかった前回都計審でね、その時にA案、B案書いてあるんですね。そして、行政当局としてはB案で行きたいと思っているという意向もたしかかなり強くお示しになったように思うんですね。今回、委員のメンバーの半分くらいが変わるとはいえですね都市計画審議会は継続していると思うんで、新しい委員さんと旧年からやっている者との認識の違いはあったとしても、前回あれほど言っていたものが全くなくなって、今のお話だとA案がI案とII案になって今II案と一緒に考えているというお話だけでも、そういう説明が全く無いのはなんか奇異な感じがするというか、違和感を持ちますよね。新しい委員さんはちょっとその辺がわかりづらいかもしれないけれども、従前聞いてるものにしたならあれはいったいどうなったのという思いがぬぐえないんですよ。それは平たく言えば丁寧さが少し欠けているんじゃないかなという気もせんことはないんですけども、トータルでやっぱり都市計画審議会としても理解を進めていく必要がある。だから前回A案、B案とお話があったのも私はイメージが先行しないようにこちらとしても受け止めていく必要があるだろうと、そしてまだ固まっているものでもない、地元と協議中だということ踏まえた上で南側がどういうふうなものとしてなるのかということについてそれぞれの理解を深めるというそういうスタンスは必要だと思いますよ。けれどもA案、B案と示されたのは私はそれはよかったのだろうと思うので、今回もI案、II案と先ほどから出てて、何のことかいなと思っている方もいるし、私も正式にI案、II案と聞いたことがないので、言葉だけが独り歩きしちゃいますけれども現に地元では話し合いされているわけですからね、それがこのここに全然出てこないというのもなんか変な感じだなと。これはちょっと苦言になるかな。要望としてね。出させていただきたいなど。いずれ都市計画決定の前には出てくるんだということではありますけれども、パブリックコメントこれかかるわけでしょ。

○山城都市建設部参事 はいそうです。

○平野委員 そうするとね。地元ではⅠ案、Ⅱ案があって、市民の方も地元へ聞いたらⅠ案、Ⅱ案があるんだという話でⅡ案をメインで考えているらしいよとわかるけど、我々全くそういうことを知らないよ。今たまたま山田委員から出たし、私もⅠ案、Ⅱ案なんかあるらしいと聞いてるから言ってるけど、繰り返し言うけど、これ知らないところでパブコメではⅠ案、Ⅱ案があってどうもⅡ案らしいよという話になっていく、これまた変な話ですね。繰り返しになりますけれどもこれも含めてね。今後の都市計画審議会に対する丁寧さというのをもう少し持っていたきたいなという気はします。それで今回、続けておたずねしたいと思うんですけど、そのことについてまた後にご意見いただきたいなと思いますけれども。出さない理由があるならばそれはそれでおっしゃっていただいたらいいんですけど、特段ないと思うのでそこは今後の改善点、お考えを聞かせていただきたいのと。ついでにもう一つ。今回この27ページのところです。大きいのはやはり、従来の都市計画決定を広げますよと。このことについてこれは重大な次の都市計画決定に行くポイントだと思うんですよ。前段の現況はすごく詳しいんだけど、この都市計画決定に至るまでのところでの重大な重要なポイントね。計画区域を広げますよという法的手続きの前段になる話。ここがちょっと荒っぽくないかと。もう少し丁寧さがあるんじゃないかと。つまり例えば、用語解説のところ一種と二種の違いが少し書いてありますね。ここも同じように粗々やなという気がするけれど。例えば、市街地開発事業が最適だと書いているけどじゃあこういう駅前広場の整備についてはどういう手法があるんだと。市民にしては全く分からないですよ。よっぽど専門的にそのことを知っている方、関わりのある方は例えば街路事業があるんだとか。いろいろわかると思うんだけど。そういういくつかの手法がある中で市街地再開発事業が最適だといった場合、それぞれ、前、たしか都計審でお出しになったんじゃないかなと思うんですよ。街路事業の場合のメリットデメリットとかね。そういうのを比較検討してこれになったんですよ。例えばこの基本計画書、今回の中になくてもいいですよ。補足資料でね。実はこういう検討の結果、こちらはデメリット多い、こちらはメリットが多いのでこれが最適だと判断したんだと。そういう最適だと判断するに至る過程が市民にもわかるような補足資料をつけておく必要があるんじゃないのかなと。これも市民向けの丁寧さね。ここがちょっと私は欠けてるんじゃないのかなという気がするんです。まずその2点。最初の所の都計審に対する丁寧さ。それから市民に対する丁寧さ。その辺ちょっとお聞かせ願いますか。

○鹿嶋都市整備課長 Ⅰ案、Ⅱ案について、今回のパブリックコメントの資料の中での補足していないというところはまさしく今、今回まとめましたのはまちづくりの基本計画ということでまとめておりますので基本的にはまちの目指す方向性、そういったところを市民の皆さんにお示しをして今回意見を賜ろうという趣旨でやっておりますので、今回具体的な計画案というのはお付けをせずに、イメージとしてわかるような22ページに書いておりますような概念図的なものでお示しをしている。そういった理由からこういった資料の作り方にさせていただいているという状況でございます。市街地再開発事業がなぜこの区域で一番最適なのかという検討過程、たしかに結論だけがこう具体的な手法として書かれてありますのでわかりにくいというのはご指摘いただいた通りだと思います。巻末資料等でそういった経緯、そういった比較検討があるのかということ少し補充をしていきたいと考えます。

○山城都市建設部参事 今、平野委員がおっしゃっているⅠ案、Ⅱ案ですが、これ市のホームページに出てるのですが、まちづくり協議会のニュースです。その中にⅠ案、Ⅱ案というものを、地元で検討している内容についてはあくまでもイメージなんですけど既にこうやって発行もしているということです。今日ここまでは持ってきてないんですけど、ちょっと大きな図面を持ってきています。この図面が今、平野委員がおっしゃっているⅠ案、Ⅱ案というものの内容です。

○鹿嶋都市整備課長 もともとA案、B案がありましたということで、B案についてそういった交通の流れを変えろということで大きく反対があって断念しているというご説明をさせていただいたんですけども、もともとA案としていたのがこれに近いような形でございました。東西道路はつながっている状況ですけど、ここに駅と接する形でロータリーを整備するというので、それに伴って少し南に東西道路をクランクさせるような形で整備をするという、これがほぼA案に近い交通の流れのものでございます。ただ、東西道路の方につきまして今こうしてスムーズな流れがあるものについて、一つクランクを加えるというのはやはり交通面で言うとあまり好ましくないなというところがございまして、これを発展させた形ということでⅡ案というものを作成致しまして、地元と協議を進めてきたというところがございます。Ⅱ案につきましては東西の道路は今とほぼ同じような形でスムーズな流れが確保できるように通してロータリーの形を少し変形させております。先ほど委員からもありましたように、一般の乗降は駅の近くで設けておりまして、バス、タクシーの公共機関の交通のロータリーを南側に設ける。そしてそれに張り付く形で施設建築物、駅ビルを建てるというような形を考えております。Ⅰ案、Ⅱ案ということでどちらが整理をしていくうえで優れているのかなという検討もいたしました。交通結節点ということで言いますと、当然広場と駅が接しているという形が一番好ましいというのがあるんですけども、ビルとロータリー、駅と人の集まる施設と建物とが少し道路で遮断されてしまうというのは商業的な観点から見ると少し不利な状況というところ。あと、東西の交通の流れというところを見ると、こちらの方が優位性が高いなというところ。あとは公安協議ですね、警察との協議等で安全性というところも加味をしまして、今このⅡ案の方をベースに検討を進めていくということで、先ほどの資料につけておりました概念図的なものがこのようなものに近い形でお示しをさせていただいているということで、今我々が打合せをしております広場の計画の絵でいうとこれが一番、最新の検討の図ということになります。

○平野委員 今日Ⅰ案、Ⅱ案についてここで突っ込んで議論をするということではないということは前提にしながらもですね、私もその3つは見たんですよ。でも公に聞いてないのに、そこに載っているから、らしいという受け止め方をせざるを得ないので、くどいですけどね、前は確か3つお配りいただいて、そうなんですという報告をいただいたんだろうと思うのです。ホームページに載っているということはホームページ見たらいいんじゃないかということかもしれませんが、必ずしもみなさんアクセスされるとは限らないのでやっぱりそういう意味では、先ほど基本計画の中にⅠ案、Ⅱ案を入れてませんというのはそりゃ当たり前の話ですね。これから地元で詰めて議論していこうということなわけだから、ここに入ってないのは当たり前なんだけれども、参考資料として先ほど申し上げた前回ニュースという形や

ったと思うんやけど今そのニュースがあるんだから、ここで今議論しているこの基本計画案についての地元での協議の重要なニュースでしょ。そういうものを参考資料としてお配りいただいて私たちがより理解を深められるような丁寧さですね。そういうものをいただきたいということなので基本計画案に入れろと言っているような話ではないんですよ。そこは丁寧にさせていただきたいなというように思います。それから市民向けのことについては先ほど添付しようということで、先ほども言いましたように前あったと思うんです。そういうのが比較表がね。市としての考え方なんか、それはもうぜひつけていただきたいと思います。

それから、大変ご苦労なさって地元も地元で苦労なさっているといらっしゃるというのはいろんなところから伺い知るわけですけども、先ほど他の委員から申し上げたように、それぞれいろんな課題を抱えた方がおられる中で、ご商売しておられたりお住まいになっていらっしゃるということなので、なかなか単純にはいかないということではありますけれども、まちづくり協議会という住民の方々、これもそれぞれの日常生活のある中で時間をさいて、ご苦労なさっていることではあるんですけども、まちづくり協議会は目的としては早期事業化ということを掲げておられるので、これはこれで地元の方々の一定の意向の反映だとは思いますが、端から早期事業化になると、ちょっとそこついていかれへんわという方は、協議会の目的がそこにあれば自分らは協議会には入れないなと意識を持たれるということもあり得るだろうと思いますね。先ほどの反対20パーセントというのは、個々に確認をされての集計ではあるんでしょうけれども。だからまちづくり協議会の中で、自分らで議論されてその中で合意形成をとることが大事なことになるので、そこで大変苦労されてるなど私もいろいろ聞いて思います。行政も苦労されていれば、まちづくり協議会も苦労されているし、住民さんも苦労されていると思います。その協議会の中での合意形成も大事なことになるけれども、そこになかなか入りづらいという方々がなおいらっしゃるのは確かだろうと思いますから、そういう意味では計画区域全体での住民さんのあるいはご商売されている事業者さんの合意形成というのが、本当言葉だけでいうたら本当に申し訳ないくらい大変だろうと思うんですけども、そのところについての現在の行政としての到達点についての認識なり、これからどのように整理していこうとされているのか、課題の受け止め方というんでしょうか、その辺のところを確認させていただきたいと思います。

○鹿嶋都市整備課長 協議会につきましては、協議会の規約の中で目的ということではたしかに早期の事業化に向けてという文言が入っております、そういう思いでない方が入りにくいというところのご指摘を実際、計画検討会等の中からもいただいております。合意形成に向けての話になるんですけども、目的をそのようには書かせてはいただいておりますけれども、協議会のエリアということではその区域全体を含めた区域をひと皮広げた形で協議会のエリアというものを定めて、こういう計画検討会なり地権者さんが集まってくれようというものについて、いろいろ御案内させていただいているということです。そのせっかく皆さんが集まってくれよう場ですので、なかなか目的というところに反している中へ入っていくというお声があるかもわかりませんが、その場を有効に使いながら皆さんとお話しができたかなということでは考えております。ただ、そういう場になかなか出て行きにくいというお声があるのも確かに事実だと思っておりますので、そういったところについて

は我々市の職員，行政側が個々のお宅なり，ご商売されている場所，お会いできる場のセッティングをしてきちっと皆さんの思いお考えをお聞きするとともに市の考えていることをきちっと伝えていって御理解，御協力をいただけるようお願いをしていく，そういった活動が本当に大切なことだというように考えておりますので，これまでもいろいろそういった形で個別に訪問させていただいておりますけども，今後についてもそういった取り組みというのはきちっと継続して行っていくということで考えております。

○平野委員 あくまでもまちづくり協議会というのは，地元の関係者の方の任意の団体ですからね，その運営にいろいろ問題や課題があったとしても私がとやかく言うことではないので，住民さんで議論して運用していただいたらいいと思うんですけども，私が問題としていますのは今，課長からも言われていたように，中々結果として入りづらいというような方々の意見もしっかり踏まえた合意形成，それで合意形成といった場合に行政はまちづくり協議会の事務局という立場もあるのでややこしい話なんだけども，個々に聞いてやるというのはある意味個々を説得するようなことになりかねないんですけども，もちろんそれも大事です。丁寧に個々にちゃんと説明をして，ご意見を伺ってというキャッチボールも大事なんですけども，地域の方々が全体として意見交換をしながら，そのためのまちづくり協議会だということなんかもしれないけども，そこは先ほど言ったように目的に早期事業化ということがあってなかなか踏み込めないという住民さん，入るうえでの大きな制約があるだろうと私は思いますので，その協議会の中での議論は議論として大事にしながらですね，当然そこから結果として事業者としてもちゃんと対応しないといけないと思いますけど，そこになかなか入りきれない方も含めて地域全体の方々の意見交換を踏まえた上での合意形成が必要だと思いますよ。だからどのタイミングでやるか行政として話していかないといけないんですけど，市として責任もって住民の方への説明を行って，住民の方がみなさんいる場での住民同士の意見交換みたいな手続を踏まえていくということも考えないといけないんじゃないかなと。そういうことをすることによって地域の方との信頼関係も培われていくと。信頼関係だと思いますね。そこがボタン掛け違っちゃると，いくらいいプラン出したってそこは入れないんで。本当にご苦労だと思います。大変だと思いますけれどもね。そういう積み重ねを踏まえて，私もいいものができればいいなと思ってますので，あそこには交通の問題もあると認識を持っていますから地域の方も最終的にちゃんと受け止めてできるように，行政としての努力を求めていきたい。副市長の最終的な決意も聞かせてください。

○佐藤副市長 言葉に気をつけないとあかんと思うんですけども，あの日震災があって，当時計画されていた内容がとん挫をしたという意味では，震災復興事業に言い換えることができるのではないかといいくらい時間を経ています。あれから15年ですね。われわれ自身も歳を取ってますし地権者のみなさん方もお年を召されたり，また入れ替わりがあります。社会から求められる駅前の機能に関しましても，あるいは芦屋の業平町のあの地区が深くから歴史づくってきた存在意義，価値というのも見直されて価値あるものとして今，存在しております。さまざまな要因をうまく融合させて事業を展開するというところこそが大切にされるべきだろうと思います。まちづくり協議会さんの早期実現に関しましてはこれも2面性がありまして，当然のことながら公共事業というものは計画に向かって一定のスケジュール

ル感をもって取り組む必要があります。これは今回で言いますと共同事業とまでは申しませんが、ともに考えともに発展を目指すというJRの存在もごございますし、それから先ほどちらっと申し上げた地権者の入れ替わりもごございますのと、早くということと焦らずきっちり寄り添ってということ、この二律背反する事柄を両方成り立たせる必要がありますので、そこは慎重にやってきましたし、今後もやっていこうとしています。いろいろご指摘があった中で行政がまだまだ足りないなと思いますのが具体的にわかりやすく言いますとⅠ案、Ⅱ案の話ですね。これはまさしく今回、基本計画をお示しして全市的な意見を聞こうということ念頭に資料を用意してしまいましたので、Ⅰ案であろうがⅡ案であろうが22ページあるいは27ページの図面にはすっぽりはまるんです。そういった事柄についてここまで計画検討会を32回もやってきて、どちらかという先ほど申し上げた2つの要因のうちの1つ、地元を大切にすることにあまりにも立脚しすぎた結果、ここでそのⅠ案、Ⅱ案をあまり説明しすぎますと全市的な課題としてⅠ案、Ⅱ案がイメージとして残ってしまうのではないかということなども考えた結果、少し説明不足になってしまっています。今後はこのあたりは気を付ける必要があるというふうに思います。ただ、今回ご審議をいただく中におきまして、いよいよこの地区を事業化に向けて8月から1段階初めて全市的に全市民的に駅前を今後どのように形作っていくかということ投げかけるわけですから、これは例えば地区以外でご商売をされている皆さん方にとっても、駅前の存在というのは非常に影響の大きい要素でありましょうし、あるいはお住みになっている住民の皆様方にとっても、芦屋駅を降りてからどういった流れで人が今後動いていくのかということに関しても非常に大きな要素を含んでおりますので、今回、全市民的にご意見を頂戴したいと思う事柄というのは、今回基本計画案の中でお示ししましたように課題をどういった具体的手法によって解決していくかという基本的なあくまで基本的な方針ですね。お示しできることこそが大切なのではないかという形からあの資料をご用意させていただいたということをごさいます。ご指摘のあった協議会として今後も幅広くご意見を賜りながら対応を進めていくことと、あるいは個別の今後地権者になっていかれるであろう方々とのフェイストゥフェイスでの寄り添い方、これは当然両立していく必要があるでしょうし、加えて申し上げますと、地区でもない地域でもない協議会でもない意見の把握の仕方っていうのも何らかの手法を講じる必要があるくらいこの事業は、芦屋にとって近年残された最大の難しさとそれから影響とそれからできれば効果ですね、織り込みたいというふうに行政側は考えておりますので、それに匹敵するだけの慎重さをもってやらせていただきたいというふうに思っております。

○山田委員 防災のことについては何にも触れられていないのは気にかかるんですけど、災害が起こった場合、JRの近隣ではそこに人が溜まりますし、ここの広場というものの安全性というのも関係してくると思いますので、その視点が全く書いてないのが気にかかります。

○工藤委員 皆さん一緒に認識されているように、近隣者の方々の思いや考え方という問題と、芦屋の顔として、乱暴な言い方をして申し訳ないんですけど、芦屋の駅というのはなかなか拠点になったり顔になったりする場所として強いものを作れていないところが多いと思うんです。そういう意味では非常に大切な、今、副市長がそういう思いを言われたと思うんですが、両立させていただくのは非常に難しいかもしれませんが、丁寧にやっていただきたいん

です。そういう意味では平野委員が言われたように27と28ページが雑すぎると思うんですよ。何をするのかという段階で何が決まるのか非常にわかりにくくて、やはりJRの敷地までこういう計画をしようと、今ここまでの過程で説明した計画書・図で必要で拡大しますというような説明も要ると思います。もう少し28ページの図はやはり市民へのパブリックコメントはどこに活かされるのかとか、誰が何を決めるのかとか、そういうことは流れとしてももう少し丁寧に書いていただきたいと思います。お願いします。

○近藤会長 まだ先が長いと思いますので何回かご意見頂戴する機会があると思いますので他の委員さんもよろしく願い申し上げます。今日のところはご説明いただいた基本計画案のパブコメにかけていただいてよろしいですか。もうちょっと丁寧にしてからかけるのかというお話がありますが。

○山城都市建設部参事 中身はもう一度点検はさせていただきます。

○近藤会長 解説を加えられると。

○山城都市建設部参事 解説は非常に混乱を招きかねない部分もあります。事業手法のいろいろなことを書き過ぎると。色々な事業がありますので事業手法の選択を詳しく書くのは厳しいなと思います。

○近藤会長 みなさんどうでしょう。これでパブコメにかけてもいいでしょうか。ではそういう方向でいきます。

○平野委員 事業手法をだらだら説明する必要は無いので最適だというのは何と何と何だと、これがあるからこれを選んだんだとか。何が最適かわからないので。

○工藤委員 事業手法に絡むような話をしろと言う意味ではないんですけど、もう少しわかりやすく。大まかな方針として必要だとか書いていただくとかそういうところは要るんじゃないかなと。

○近藤会長 主旨を御理解していただくための前向きなご意見をいただいたということです。それでは、事務局にお返しします。

○事務局 事務局より報告事項が1点ございます。次回、平成28年度第3回都市計画審議会ですが、審議案件の状況に従ってということになりますが、10月から11月の間で開催したいと考えております。各委員の方々には改めて日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○近藤会長 それでは、本日は10時から始まりまして長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。

— 閉 会 —